

栃木労働局 改正労働施策総合推進法等 説明会

参加費
無料

定員
150名
(先着順)

事前
予約制

(カスタマーハラスメント・就活セクハラ対策の義務化対応)

 2026年10月1日から、以下の対策が義務化されます。

- ✓ カスタマーハラスメント対策の義務化
- ✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント対策の義務化



いちご

かんびょう

にら

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められている対応について、わかりやすく解説します。

日時

2026年

6月17日 水

14:00 ~ 16:00

(受付開始 13:30)

会場

栃木県庁研修館講堂

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

対象

企業の人事・労務担当者、
経営者、管理職の方
(特に、制度改正への対応が必要な企業)

申込方法

右記二次元コードより
お申込みください。



申込締切:2026年6月10日(水)

プログラム (予定)

- カスハラ、就活セクハラ対策義務化について
カスタマーハラスメント及び求職者等への
セクシュアルハラスメント対策の義務化について
解説します。
- 女性活躍推進法改正による
公表義務化について
情報公表の義務化内容と企業の対応について
解説します。
- 同一労働同一賃金に関する留意点
同一労働同一賃金に関する留意点や対応例を
解説します。

※プログラム・内容は変更となる場合があります。

法改正 2つの大きなポイント

1

ハラスメント対策の強化

【対象:すべての企業】

- ✓ カスタマーハラスメント対策の義務化
- ✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント対策の義務化
いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が
必要です。



2

女性活躍推進の強化

【対象:従業員101人以上の企業】

- 女性活躍に関する情報公表が義務化されました。
- ✓ 男女間の賃金差異
- ✓ 女性管理職比率
などの情報公表が必要となります。



お問い合わせ先



厚生労働省
栃木労働局 雇用環境・均等室



028-633-2795

(受付時間/平日 8:30 ~ 17:15)